

こうとうがっこう こうとうしゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金

対象

高校等（高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など）に**在学中**で、**日本国内に住所を有する方**。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

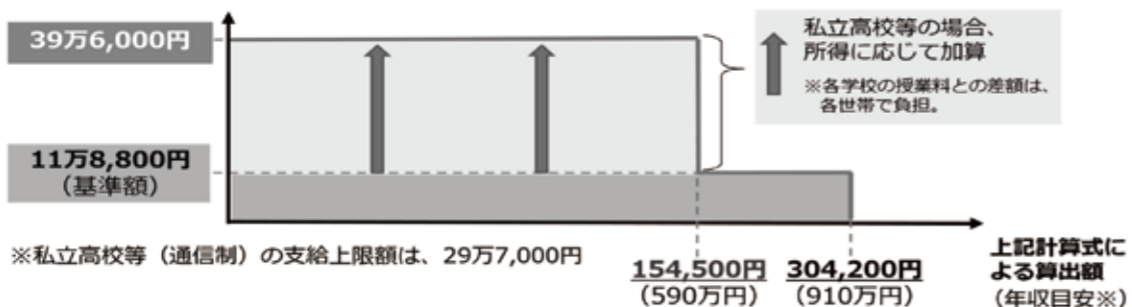


支給額

- (1) 国公立高校に通う生徒：
 公立高校授業料相当額（年額**11万8,800円**）
 国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) 私立高校等に通う生徒：（年額最大**39万6,000円**）
 下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。

全日制高校の場合の支給上限額



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

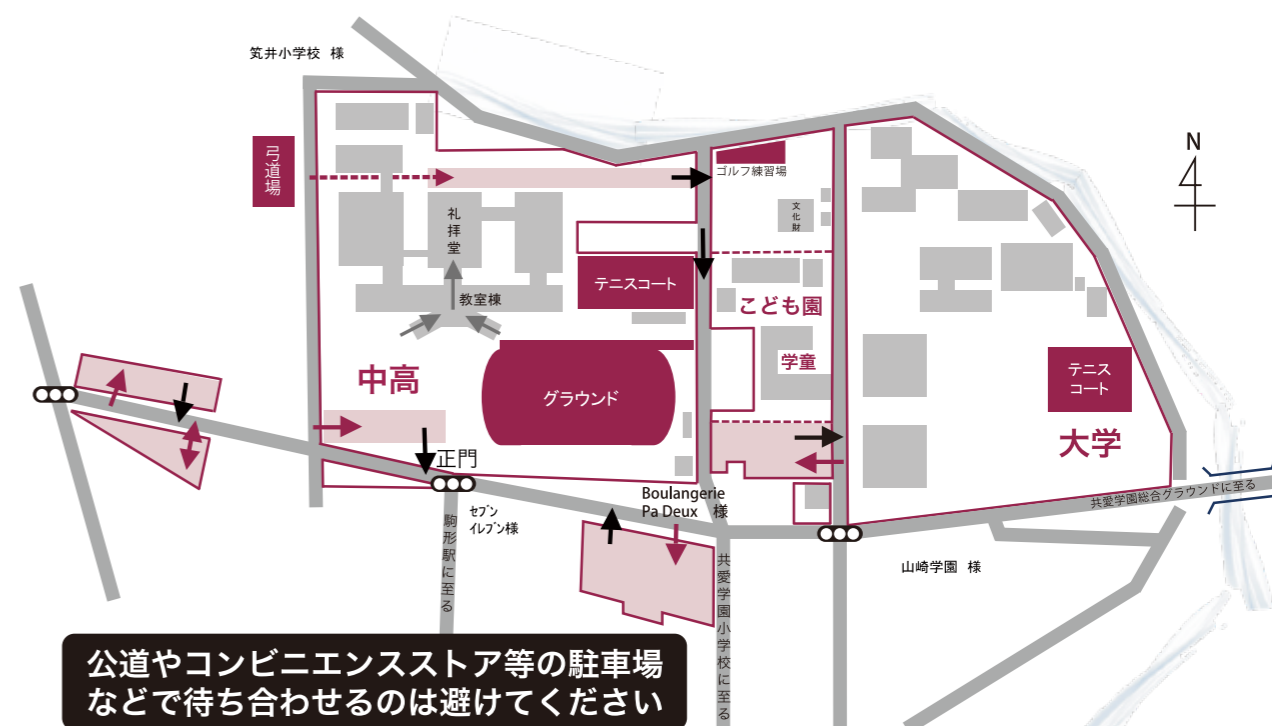
◎ **共愛学園高等学校授業料等支援**

上図において就学支援金11万8,800円（基準額）支給の世帯に対しては、就学支援金に加え、学校より授業料等に要する経費（月額3,860円）を補助します。

早生まれの取扱い変更（2022年7月実施）

- 以下の条件を満たす保護者等について、算定式を「算定基準額 = (課税標準額 - **33万円**) × 6% - 調整控除額」に自動変更する。（課税標準額が最も大きい保護者等から33万円を減じる）。
- ・生徒等本人が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる
- ・16歳未満扶養者数が1名以上である

共愛学園入試駐車場



推薦入試・学特・一般入試

引率の先生・保護者はコロナ感染症防止から、校内への立入はできません。

※試験日当日のスクールバス運行はありません。

